

## 議案第1号

### 平成30年度東三河広域連合一般会計予算

平成30年度東三河広域連合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,530,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

平成30年2月7日提出

東三河広域連合長——佐原光——

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
		千円
1	分担金及び負担金	8,429,490
	1 負担金	8,429,490
2	国庫支出金	34,800
	1 国庫負担金	34,800
3	県支出金	61,216
	1 県負担金	17,400
	2 県補助金	43,550
	3 県交付金	266
4	寄附金	2,000
	1 寄附金	2,000
5	繰越金	1
	1 繰越金	1
6	諸収入	2,793
	1 預金利子	10
	2 雑入	2,783
	歳入合計	8,530,300

# 歳 出

款	項	金 額
		千円
1	議会費	8,475
	1 議会費	8,475
2	総務費	149,116
	1 総務管理費	145,461
	2 選挙費	42
	3 監査委員費	3,613
3	事業費	8,371,481
	1 税務事業費	83,113
	2 消費生活事業費	76,319
	3 福祉事業費	8,184,118
	4 都市計画事業費	510
	5 広域行政推進事業費	27,421
4	公債費	728
	1 公債費	728
5	予備費	500
	1 予備費	500
	歳 出 合 計	8,530,300

